

平成23年度市・県民税、  
平成22年分所得税 申告受付日程表

【久喜会場】

期 日	対 象 地 区	会 場
2月16日(火)	樋ノ口 原 除堀	江面第二小学校 新館1階理科室
17日(水)	上清久 所久喜 六万部 北中曽根	久喜市役所 4階 会議室
18日(木)	南	
21日(日)	久喜東1～3丁目	
22日(月)	久喜東4～6丁目	
23日(火)	久喜中央	
24日(水)	下清久 上早見 久喜北	
25日(木)	野久喜 古久喜	
27日(日)	指定日および 他の平日に申告できない方	
28日(月)	本町1～5丁目	
3月1日(火)	本町6～8丁目	
2日(水)	江面 下早見	
3日(木)	上町 久喜本	
4日(金)	西 久喜新	
7日(日)	北青柳 太田袋	
8日(月)	吉羽	
9日(火)	青葉1丁目	
10日(水)	青葉2～5丁目	
11日(木)	栗原 青毛	久喜市役所 4階会議室
14日(日)	指定日に申告できない方	
15日(月)		

【菖蒲会場】

期 日	対 象 地 区	会 場
2月16日(火)	指定日に申告できない方	菖蒲総合支所 4階 第1集会室
17日(水)	菖蒲(1区、2区、3区、4区)	
18日(木)	菖蒲(5区、6区)	
21日(日)	菖蒲(7区、8区)	
22日(月)	菖蒲(34区)、新堀(9区)	
23日(火)	菖蒲(34区)、新堀(9区)	
24日(水)	菖蒲(34区)、新堀(9区)	
25日(木)	新堀(10区)	
27日(日)	指定日および 他の平日に申告できない方	
28日(月)	新堀(11区)、三箇(12区)	
3月1日(火)	三箇(13区、14区、15区)	
2日(水)	三箇(16区)、台(17区)	
3日(木)	三箇(16区)、台(17区)	
4日(金)	台・河原井(18区、19区)、小林(21区)	
7日(日)	小林(20区、22区、23区)	
8日(月)	小林(24区、25区)	
9日(火)	下栢間(26区、27区)、 柴山枝郷(32区)	
10日(水)	下栢間(26区、27区)、 柴山枝郷(32区)	
11日(木)	下栢間(28区)、柴山枝郷(31区)、上 大崎(33区)	
14日(日)	上栢間(29区、30区)	
15日(月)	指定日に申告できない方	

市・県民税、所得税の申告はお早めに！

2月16日(火)～3月15日(火)

平成23年度市・県民税、平成22年分所得税の申告受付を次のとおり行います。

申告期限間近になると、会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、早めにお済ませください。

税務署で確定申告する方、勤務先や年金支払者などから給与や年金の支払報告書が市役所に提出されている方で他の所得のない方は、市・県民税の申告は必要ありません。ただし、所得のない方でも介護保険料や国民健康保険税等の算定基準とするため、市・県民税の申告が必要な場合があります。

**受付会場** 日程表のとおり、地区別に各会場で受け付けます。

**受付時間** 各9時～11時/13時～16時

※混雑の状況により、午前中の受け付けを早めに締め切らせていただくことがあります。

**申告に必要なもの** ①申告書(郵送された方) ②印鑑 ③所得を証明する資料(給与や年金の源泉徴収票、支払調書等) ④生命保険料、個人年金保険料、地震保険料等の控除証明書 ⑤社会保険料(国民健康保険税・国民年金など)の領収書または証明書 ⑥学生の方は学生証 ⑦その他参考となるもの(障害者手帳など) ⑧医療費控除を受ける方は医療費の領収書および保険で補てんされた金額がわかるもの(医療費は事前に集計し、医療費の明細書を記入しておいてください。)

※検算コーナーは廃止しました。

**その他** 次の方は市の受付会場では申告できませんので、直接、税務署で確定申告してください。

- ・青色申告の方
- ・分離譲渡所得(土地・建物・株式・山林・退職等)のある方
- ・農業・事業・不動産所得のある方で「収支内訳書」を作成されていない方
- ・確定申告すべき配当等のある方
- ・住宅借入金等特別控除のある方
- ・還付申告で源泉徴収票のない方
- ・過年分の申告の方
- ・医療費の領収書を返却希望の方
- ・介護サービスを利用された方で領収書に医療費控除対象額が記載されていないものがある方

なお、税務署での確定申告は、2月16日(火)より土・日曜日、祝日を除き、受け付けを行います(2月20日(金)・27日(木)は受け付けます)。

また、税務署では1月上旬より医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告を受け付けています。

**問合せ** 市民税課市民税係(内線2684) / 各総合支所市民税務課(菖蒲・内線130/栗橋・内線222/鷲宮・内線147)

冬のエコライフにあった  
か工夫で過ごす冬・早め  
の帰宅でエコライフ！

暖房などによりエネルギー使用量が増える冬、県では今年も温暖化対策キャンペーンを実施します。

温暖化対策は一人一人が主役です。身の回りのできることから、冬のエコライフに取り組みましょう。

カーディガンやベストなどを重ね着するなど、暖かく過ごす工夫をして、暖房温度を適温(20℃以下)に設定しましょう。

オフィスではノー残業デーの定着促進、家庭では家族が同じ部屋で過ごし、他の部屋のエネルギー使用を減らす工夫をするなど、みんなで一緒にエコライフに取り組みましょう。

冬のエコライフ実践キャンペーン期間 3月21日(火)まで  
問合せ 埼玉県環境部温暖化対策課 ☎048・830・3038

